

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の収納管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、地方税の収納管理に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和3年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納管理に関する事務
②事務の概要	<p>大分市において地方税の収納管理に関する事務では、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>課税情報の入手事務 地方税のうち、市県民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税の課税情報を個人市民税システム等の各システムから入手する。</li><li>収納(納付(納入)済通知書)情報の入手、管理事務 指定金融機関等から住民等の納付・納入した情報を入手し、収納システムに一括登録する。</li><li>過誤納金に関する事務 過納付または誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を出し、住民等に通知し還付・充当する。</li><li>督促に関する事務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を基に督促状を作成し、住民等に送付する。</li><li>証明書交付事務 収納情報から、納税証明書、完納証明書の交付を行う。</li></ol>
③システムの名称	共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、収納システム、固定資産税システム、滞納整理システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム、住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
収納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市役所 財務部 納税課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	納税課長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市役所 財務部 納税課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL:097-537-5611

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	納税課長 堀 信次郎 情報政策課長 佐藤 善信	納税課長 堀 信次郎 情報政策課長 林 浩一	事後	
平成29年4月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム、税総合システム、収納システム、固定資産税システム、償却資産税システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、OCRシステム、事業所税システム、住登外/宛名システム、税額変更システム、コンビニ収納システム	共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、収納システム、固定資産税システム、滞納整理システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム、住登外/宛名システム、住民基本台帳システム	事前	
平成31年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	納税課長 堀 信次郎 情報政策課長 林 浩一	納税課長 情報政策課長	事後	
令和3年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、収納システム、固定資産税システム、滞納整理システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム、住登外/宛名システム、住民基本台帳システム	共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム、収納システム、固定資産税システム、滞納整理システム、個人市民税システム、軽自動車税システム、事業所税システム、住民基本台帳システム	事後	
令和3年1月4日	地方税の収納管理に関する事務 ②事務の概要 4. 督促に関する事務	地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を督促用データファイルを作成し、督促状の印刷及び圧着作業を行い、督促用データファイル作成後に入金確認されたものを除き、住民等に送付する。	地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を基に督促状を作成し、住民等に送付する。	事後	
令和3年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和3年1月4日時点	事後	
令和3年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和3年1月4日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の24の項	事前	事前通知事項